議案第１３号

令和８年９月刈谷市議会定例会提出議案（令和８年度刈谷市教育費９月補正予算、教育委員会委員の選任、条例の一部改正、指定管理者の指定）に関する意見の聴取について

令和８年９月刈谷市議会定例会提出議案(令和８年度刈谷市教育費９月補正予算、教育委員会委員の選任、条例の一部改正、指定管理者の指定）に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和８年８月１７日提出

刈谷市教育委員会教育長　　佐　　野　　吉　　則

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第２条第１項第１０号の規定により必要があるからである。

議案第１３号関係資料

令和8年度刈谷市教育費9月補正予算（案）

【歳　出】

（単位：千円）

科　　目	補正額	事業等内容		
10款　教育費				
1項　教育総務費	102,696			
3目　教育指導費	102,696	修学旅行費補助事業	102,696	
		・修学旅行費補助金		102,696
5項　社会教育費	750,797			
4目　図書館費	750,797	中央図書館施設整備事業	750,747	
		・消耗品費		320
		・修繕料		1,000
		・申請手数料		33
		・業務委託料		3,900
		・改修工事費		50,000
		・土地購入費		695,244
		・移設補償費		250
		図書等購入事業	50	
		・図書購入費		50
6項　保健体育費	16,137			
3目　体育施設管理費	16,137	港町グラウンド改修事業	16,137	
		・設計委託料		16,137
補正額合計	869,630			
10款教育費　補正額合計	869,630	補正後　10款教育費	11,139,711	

補正後　一般会計予算額	76,745,704
予算額構成比	14.5　％

議案第１３号関係資料

修学旅行費補助事業　【新規】

担当　学校教育課
（ 直通 62-1035 ）

補　正　額　102,696千円（10款01項 03目）

補　正　額　財　源　内　訳					
国庫支出金	0　千円	県支出金	0　千円	地方債	0　千円
繰入金	0　千円	その他	0　千円	一般財源	102,696　千円

事業の概要

保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学旅行に係る費用を補助する。
(1) 対象者
　ア　市内の小中学校及び市内在住で特別支援学校（小・中学部）に通う児童生徒
　イ　市内在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒
(2) 1人当たりの補助上限額
　ア　小学校・小学部児童　24,000円
　イ　中学校・中学部生徒　48,000円
(3) 繰越明許費の設定



中央図書館施設整備事業　【新規】

担当　中央図書館
（ 直通 25-6000 ）

補　正　額　750,747千円（10款05項 04目）

補　正　額　財　源　内　訳					
国庫支出金	0　千円	県支出金	0　千円	地方債	558,900　千円
繰入金	0　千円	その他	0　千円	一般財源	191,847　千円

事業の概要

中央図書館南駐車場の一体的な利用による利便性及び安全性の向上を図るため、用地取得及び駐車場整備を行う。
(1) 南駐車場用地取得
(2) 敷地内西駐車場及び南駐車場整備工事
(3) 繰越明許費の設定

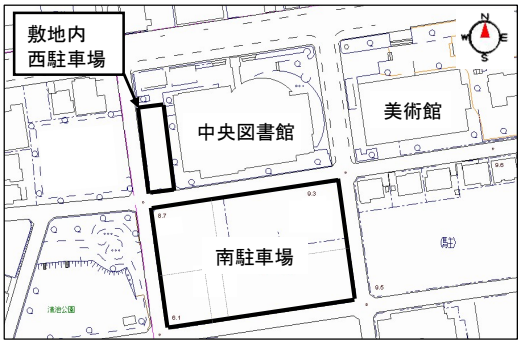

中央図書館駐車場（整備後）

港町グラウンド改修事業　　【拡充】

担当　　スポーツ課
（ 直通 63-6040 ）

補　正　額　　16,137 千円（10款06項 03目） **※総事業費**　　38,337 千円

補　正　額　財　源　内　訳					
国庫支出金	0　千円	県支出金	0　千円	地方債	0　千円
繰入金	0　千円	その他	0　千円	一般財源	16,137　千円

事業の概要

　施設の利便性向上を図るため、クラブハウス棟の新規整備を行う。
(1) 地質調査
(2) クラブハウス棟設計
(3) 繰越明許費の設定



クラブハウス棟（イメージ）

議案第１３号関係資料

同意第　　号

教育委員会委員の選任について

教育委員会委員に次の者を選任するものとする。

令和８年９月２日提出

刈谷市長　　稲　　垣　　武

住所　愛知県刈谷市

氏名　　生年月日　　年　　月　　日

提案理由

この案を提出したのは、委員を選任するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を得る必要があるからである。

氏名等省略

議案第１３号関係資料

議案第４２号

刈谷市国際プラザ条例等の一部改正について

刈谷市国際プラザ条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年９月２日提出

刈谷市長　稲　垣　　武

刈谷市国際プラザ条例等の一部を改正する条例

（刈谷市国際プラザ条例の一部改正）

第１条　刈谷市国際プラザ条例（平成２３年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市十朋亭条例の一部改正）

第２条　刈谷市十朋亭条例（昭和４６年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要があると認めるとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市産業振興センター条例の一部改正）

第３条　刈谷市産業振興センター条例（平成７年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要と認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

第７条第３項中「前項」を「前項本文」に改める。

（洲原公園レクリエーション施設条例の一部改正）

第４条　洲原公園レクリエーション施設条例（平成１７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市生涯学習センター条例の一部改正）

第５条　刈谷市生涯学習センター条例（平成１３年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市社会教育センター条例の一部改正）

第６条　刈谷市社会教育センター条例（昭和５０年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市公民館条例の一部改正）

第７条　刈谷市公民館条例（昭和５７年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

（刈谷市体育施設条例の一部改正）

第８条　刈谷市体育施設条例（昭和４４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。

（１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。

（２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。

附　則

この条例は、令和９年１月１５日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、公共施設予約案内システムによる施設の使用又は利用の手続を行った場合における使用料の納付方法に電子決済を導入することに伴い必要があるからである。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市国際プラザ条例

新	旧
（使用料） 第６条　略 ２　利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。	（使用料） 第６条　略 ２　利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときは、利用後にこれを納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市十朋亭条例

新	旧
（使用料） 第７条　略 ２　使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で市長が必要があると認めるとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。	（使用料） 第７条　略 ２　使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で市長が必要があると認めるとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときは、使用後にこれを納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市産業振興センター条例

新	旧
（使用料） 第７条　略 ２　使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で市長が必要と認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。 ３　前項本文の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、別表第２の使用料については使用日に納付することができる。	（使用料） 第７条　略 ２　使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で市長が必要と認めたとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときは、使用後にこれを納付することができる。 ３　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、別表第２の使用料については使用日に納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○洲原公園レクリエーション施設条例

新	旧
（使用料） 第６条　略 ２　使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。	（使用料） 第６条　略 ２　使用者は、使用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で市長が必要があると認めたとき、又は公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときは、使用後にこれを納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市生涯学習センター条例

新	旧
（使用料） 第７条　略 ２　略 ３　略 ４　利用者は、利用許可を受けたときは、第１項及び第２項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。	（使用料） 第７条　略 ２　略 ３　略 ４　利用者は、利用許可を受けたときは、第１項及び第２項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときは、利用後にこれを納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市社会教育センター条例

新	旧
（使用料） 第７条　略 ２　利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。	（使用料） 第７条　略 ２　利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときは、利用後にこれを納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市公民館条例

新	旧
（使用料） 第８条　略 ２　利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。	（使用料） 第８条　略 ２　利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の利用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって利用許可の申請をしたときは、利用後にこれを納付することができる。

議案第１３号関係資料

新旧対照表

○刈谷市体育施設条例

新	旧
（使用料又は利用料金） 第６条　略 ２　略 ３　使用者は使用許可を受けたときは、前２項の使用料又は利用料金を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用後にこれを納付することができる。 （１）官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとき。 （２）公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときで口座振替の方法により使用料を納付するとき。 ４　略	（使用料又は利用料金） 第６条　略 ２　略 ３　使用者は使用許可を受けたときは、前２項の使用料又は利用料金を前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体で委員会が特に必要があると認めたとき又は公共施設予約案内システム（公共施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。）によって使用許可の申請をしたときは、使用後に納付することができる。 ４　略

議案第１３号関係資料

議案第　　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和８年９月２日提出

刈谷市長　　稲　　垣　　　　武

１　施設の名称　　刈谷市総合運動公園
逢妻川緑地
逢妻川桜づつみ
ウィングアリーナ刈谷
ウェーブスタジアム刈谷
グリーングラウンド刈谷

２　指定管理者　　東京都品川区東品川４丁目１０番１号
刈谷みらいスポーツパートナーズ
代表者　コナミスポーツ株式会社
代表取締役　室　田　健　志

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案理由

この案を提出したのは、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

指　定　管　理　者　候　補　者　選　定　調　書

施　　設　　名	刈谷市総合運動公園、逢妻川緑地、逢妻川桜づつみ、ウィングアリーナ刈谷、ウェーブスタジアム刈谷及びグリーングラウンド刈谷		
選　定　方　法	公募	応募事業者数	１事業者
指　定　管　理　者 候　　補　　者	東京都品川区東品川４丁目１０番１号 刈谷みらいスポーツパートナーズ 代表者　コナミスポーツ株式会社 代表取締役　室　田　健　志		
指　定　期　間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）		
指定管理者に行わせる業務範囲	１　都市公園及び体育施設の利用に関する業務 ２　都市公園及び体育施設の維持管理に関する業務 ３　その他都市公園及び体育施設の運営に関する業務		
選　定　経　過	委員会開催回数及び最終開催日	全３回　　令和８年７月９日	
	選定委員数及び委員の構成	８名（公認会計士１名、各種団体５名、市職員２名）	
	選　定　方　法	１次審査　書類審査（経理諸表審査含む。） ２次審査　面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	
選　定　の　理　由	刈谷市総合運動公園他指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類及び面接により、施設の魅力を高める事業などの審査項目に基づいて審査した結果、サービス向上に対し積極的な提案がなされ、経営状況が安定し、類似施設の運営実績も豊富にあることなど、総合的に優れていると評価されたため。		

応募事業者名	得点（配点1次－点、2次800点）
刈谷みらいスポーツパートナーズ	１次 ― 点　２次 ６０９点
主管部課等名	教育部スポーツ課